

## 看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人川崎市看護協会（以下「看護協会」という。）に補助金を交付することによって、川崎市地域防災計画及び「川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定」に基づく災害時の医療救護活動の充実強化を図ることを目的とする。

### (補助の対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、看護協会が行う災害時の医療救護活動に資するための事業（以下「補助事業」という。）に係る経費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費と予算の範囲内で別途定める額とを比較して、いずれか低い額とする。

### (交付の申請)

第4条 看護協会は、補助金の交付を受けようとするときには、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長あて申請しなければならない。

### (交付の決定等)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適切と認められた場合に、補助金の交付決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第2号様式）により看護協会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

### (交付の条件)

第6条 市長は、看護協会による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ看護協会が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

(変更の承認等)

第7条 看護協会は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は交付申請書の記載事項を変更するとき。ただし、変更の内容が軽微な事項であると市長が認めたときは、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第8条 看護協会は、補助事業の完了後30日以内に、看護協会災害時医療救護活動事業実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる工事の発注等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 看護協会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は協会に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第2項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第6条第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、看護協会が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したとき、又は第6条若しくは前条の規定に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還)

第10条 市長は、看護協会が次の各号のいずれかに該当し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条第2号に規定する補助事業の中止又は廃止を届け出たとき。
- (2) 前条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備)

第11条 看護協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式

看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

川崎市長様

団体名  
所在地  
代表者氏名

年度看護協会災害時医療救護活動事業補助金を交付されるよう、次のとおり  
関係書類を添えて申請します。

1 補助金の交付申請額  
金 円

2 添付書類

第2号様式

川崎市指令 第 号  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度  
看護協会災害時医療救護活動事業補助金については、次のとおり決定したので通知しま  
す。

年 月 日

川崎市長 印

1 補助金交付額  
金 円

2 補助条件

- (1) この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、早急に届け出て、市長の承認を得てください。
- (2) この補助金は、補助金交付決定通知後概算で交付し、補助事業終了後精算するものとします。
- (3) 当該事業を完了した時（事業の中止または廃止の場合を含む。）は、事業実績報告書を事業の完了の日から起算して1か月以内に提出してください。
- (4) 当該事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておいてください。
- (5) 前項の支出額に関する支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存しておいてください。
- (6) この書面に定める事項のほか、補助金交付の条件は、看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）の定めるところによります。

第3号様式

看護協会災害時医療救護活動事業補助金事業実績報告書

番 号  
年 月 日

川崎市長様

団体名  
所在地  
代表者氏名

年 月 日付け 川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定を受けた 年度看護協会災害時医療救護活動事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 添付書類